

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するQ&A

### ○報告対象について

Q1 報告対象者は誰ですか。

A1 前年度に産業廃棄物を排出し、紙マニフェストを交付したすべての事業者が対象です。二次マニフェストを交付した産業廃棄物処分業者(中間処理業者)も対象となります。

Q2 昨年度はマニフェストを1枚しか交付していませんが、報告は必要ですか。

A2 前年度にマニフェストを1枚でも交付した場合、報告が必要です。

Q3 電子マニフェストを利用していますが、報告は必要ですか。

A3 電子マニフェストを登録している場合、登録者からの報告は不要です。情報処理センターから県あてに報告されます。

ただし、電子マニフェストと紙マニフェストを併用している場合、紙マニフェストを用いた分については報告が必要です。

Q4 県内で排出した産業廃棄物を、県外に搬出して処分しましたが、報告は必要ですか。

A4 県内で排出された産業廃棄物であれば、県外で処分されたものであっても報告対象となります。

Q5 年度末にマニフェストを交付したため、E票がまだ戻っていません。このマニフェストは報告すべきですか。

A5 前年度中に交付したマニフェストであれば、E票が戻っていない場合でも報告する必要があります。

Q6 ビルの入居事業者が排出した産業廃棄物をビルの管理会社に取りまとめ、マニフェストを交付している場合、どのように報告すればよいですか。

A6 ビルの管理会社等が、産業廃棄物の集荷場所を提供し、マニフェストを交付している場合、産業廃棄物処理委託契約の名義に関わらず、ビル管理会社等が報告者になります。

Q7 一般廃棄物の処理委託や有価物の売却等を確認するため、本来、交付が不要であるマニフェストを便宜的に使用している場合、報告は必要ですか。

A7 一般廃棄物の運搬および処分、または、有価物の運搬および売却を管理するために、マニフェストを利用している場合には、マニフェストの報告は不要です。

Q8 産業廃棄物の広域的処理に係る認定を受けた事業者や、いわゆる専ら物のみを取り扱う業者等の、廃棄物処理法施行規則第8条の19に規定するマニフェストの交付を要しない者に処理を委託した場合、報告は必要ですか。

A8 収集運搬受託者および処分受託者がマニフェストの交付を要しない者である場合、報告不要です。

Q9 多量排出事業者に係る処理計画および実施状況の報告を行っている場合、マニフェスト報告は必要ですか。

A9 マニフェスト報告書の提出は必要です。

なお、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン(特別管理産業廃棄物の発生量は50t)を超える場合には、(特別管理)産業廃棄物処理計画書の提出が必要です。また、前年度に処理計画書を提出した場合には、実施状況報告書の提出が必要です。

Q10 法人の合併または分割により、年度途中で交付者が変更された場合、どのように報告すればよいですか。また、事業場の閉鎖により交付者がなくなった場合、どのように報告すればよいですか。

A10 合併または分割により交付者が変更された場合には、地位を承継した事業者が報告書を提出してください。

また、事業場が閉鎖した場合には、本社代表者が代わりに報告を行ってください。

Q11 報告書を提出しない場合、罰則等がありますか。

A11 報告を怠った事業者に対しては、報告していただくように、勧告する場合があります。勧告に従わない場合には、その旨を公表する場合があります。公表後も正当な理由なしに勧告に従わない場合は、勧告に係る措置を命ずる場合があります。(廃棄物処理法第12条の6)

命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金に処されます。(廃棄物処理法第29条第12号)

## ○記載方法について

Q12 報告書様式はどこで入手できますか。

A12 福井県のホームページからダウンロードしてください。インターネットがご利用になれない場合は、最寄りの健康福祉センターにお越しただければ、用紙を配布します。

「循環社会推進課 産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書について」  
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/junkan/manifesto-houkoku.html>

Q13 報告書の様式は、福井県のものを使用しなければなりませんか。

A13 集計作業を行うため、福井県のホームページに掲載してある様式を使用していただき、極力、Eメールにより提出していただきますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

Q14 報告書に、会社印や代表者印の押印は必要ですか。

A14 押印は不要です。

Q15 法人の場合、報告者の代表者は、誰を記載すればよいですか。

A15 原則として、法人の代表者を記載することになりますが、代表者がマニフェストの交付や委託契約の締結等の権限を委任している場合もあることから、各法人の判断に委ねます。

Q16 複数の業種を営んでいる場合、「業種」欄はどのように記載すればよいですか。

A16 報告者の主たる業種を記載してください。業種の詳細は「報告書様式」ファイルの「業種・廃棄物」シートをご覧ください。

Q17 排出量をトン(重量)以外で管理している場合、「排出量」欄はどのように記載すればよいですか。

A17 排出量の単位は「トン」を用いて記載してください。各事業者で換算係数を定めている場合は、それによってください。また、環境省より換算係数が示されていますので、それを参考に記載してください。換算係数については「報告書様式」ファイルの「業種・廃棄物」シートをご覧ください。

Q18 排出量が1トン未満の場合は、どのように記載すればよいですか。

A18 単位は0.001トン(1kg)まで記載してください。1kg未満の場合は「0.001」と記載してください。

Q19 廃棄物の種類や処分先は同じですが、運搬業者が異なる場合、まとめて記載してもよいですか。

A19 産業廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記載していただく必要があります。運搬業者が異なる場合は、別々に記載してください。

Q20 自社運搬した後、処分のみ他人に委託した場合、報告書にはどのように記載すればよいですか。

A20 報告書の「運搬受託者の氏名又は名称」の欄は、「自己運搬」と記載してください。「運搬受託者の許可番号」の欄は、記載不要です。

Q21 収集運搬は委託するが、最終的に原料として購入してもらう場合、どのように記載すればよいですか。

A21 報告書の「処分受託者の氏名又は名称」の欄は、「有償売却」と記載してください。「処分受託者の許可番号」の欄は、記載不要です。

Q22 区間を区切って運搬を委託しましたが、どのように記載すればよいですか。

A22 区間委託の場合、区間ごとに行を改めてください。報告書の上段に第1区間、下段に第2区間を記載してください。上段の「運搬先住所」の欄には積替保管場所を記載してください。上段の「処分受託者の許可番号」、「処分受託者の氏名または名称」、「処分場所の住所」は空欄で構いません。また、下段の「番号」の欄は空欄にしてください。  
記載例を参考にしてください。

Q23 「運搬先の住所」と「処分場所の住所」が同じですが、記載方法を教えてください。

A23 「処分場所の住所」は、記載していただいても、省略していただいても構いません。

## ○提出方法について

Q24 報告書の提出先はどこですか。

A24 事業場の所在地を管轄する健康福祉センターになります。集計作業の都合上、Eメールでの提出に御協力願います。

Q24 いつまでに報告書を提出すればよいのですか。

A24 毎年4月1日から6月30日までに、前年度に交付したマニフェストについて、報告書を提出してください。

Q25 報告書の提出部数は何部ですか。

A25 提出部数は1部です。

Q26 設置期間が短時間または所在地が一定しない事業場が複数ある場合、ひとまとめにして報告することはできますか。

A26 県内に、設置期間が短時間または所在地が一定しない事業場(建設工事現場等)が複数ある場合は、これらの事業場を管轄する営業所等が1つに取りまとめて報告しても構いません。

ただし、県外にある営業所等が取りまとめる場合には、「事業場の名称」、「事業場の所在地」欄には営業所等ではなく、県内の事業場を記載してください。また、県外で排出した産業廃棄物を報告に含めることのないようお願いいたします。

(例)

事業場の名称 : ○○解体工事現場 他

事業場の所在地: 福井県福井市△△町△△-△△ 他

Q27 控えを返送してもらうことはできますか。また、Eメールで電子データによる報告を行った場合、確認メールを送ってもらうことはできますか。

A27 原則として、控えの返送および確認メールの送付は行いません。報告書の控えが必要な方は、事前に写しをとっておいてください。